

平成 30 年 7 月 11 日
一般社団法人住活協リフォーム

正会員の皆様へ求める義務について

- ①関連法令の遵守
- ②義務講習の受講
- ③リフォーム瑕疵保険の事業者登録を受けること
- ④建設工事保険・賠償責任保険への加入していること
- ⑤消費者相談窓口寄せられた相談に関する対応（該当の場合のみ）
- ⑥年度更新など調査に応じること
- ⑦見積、契約時の書面の交付
- ⑧住活協リフォームの定める請負金額（※）以上の工事へのリフォーム瑕疵保険
又は大規模修繕瑕疵保険への加入
（注文者が予め書面で不要の意思表示をしている場合を除く）
- （※）戸建およびマンション専有部：300 万円
マンション共有部：戸数×100 万円もしくは1 億円のいずれか小さい金額
- ⑨会員情報をホームページ等に公開するための情報提供
（年度更新の確認、工事種類・所有資格・工事实績等）
- ⑩優良誤認表示をしないこと

※詳しくは「会員規程」第 8 条をご確認下さい。

以上